

成田ベスト日本語学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、外国人に対する日本語教育並びに日本文化の教育を行い、総合的なコミュニケーション能力の養成と向上を目指すと共に日本社会や文化・習慣の理解を深め、日本と世界とを繋ぐ懸け橋となる人材の育成を目指す。

(名称)

第2条 本校は、成田ベスト日本語学校(英語表記:Narita Best Japanese Language School)という。

(位置)

第3条 本校は、千葉県成田市多良貝245番地308号に置く。

(自己点検・自己評価)

第4条 本校は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 日本語教育課程、修業期間、収容定員及び休業日

(日本語教育課程・修業期間・収容定員)

第5条 本校の日本語教育課程、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

日本語教育課程名	入学時期	修業期間	目的	収容定員	クラス数
大学・専門学校 進学 2年課程	4月	2年	大学・専門学校等 進学	40人	2クラス
大学・専門学校 進学 1年6か月課程	10月	1年 6か月	大学・専門学校等 進学	40人	2クラス
合計				80人	4クラス

(始期・終期等)

第6条 本校の各日本語教育課程は、4月および10月に始まり、3月に終わる。
2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

学期	4月生 (大学・専門学校進学2年課程)	10月生 (大学・専門学校進学1年6か月課程)
1年目前期	4月上旬から9月下旬まで	10月上旬から3月中旬まで
1年目後期	10月上旬から3月中旬まで	4月上旬から9月下旬まで
2年目前期	4月上旬から9月下旬まで	10月上旬から3月下旬まで
2年目後期	10月上旬から3月下旬まで	

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 春季休業 3月下旬から 4月上旬まで (2週間)
 - (4) 夏季休業 8月上旬から 8月下旬まで (3週間)
 - (5) 冬季休業 12月下旬から 1月上旬まで (2週間)
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
 - 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。
 - 4 災害、感染症の流行その他やむを得ない事情により通常の対面授業の実施が困難な場合には、校長の判断により遠隔授業その他の方法により授業を実施することがある。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、次の表のとおりとする。

月曜日～金曜日(週5日制) ※20時間/週(45分授業)

午 前 の 部	09:00～09:45	午 後 の 部	13:00～13:45
	09:45～10:30		13:45～14:30
	10:45～11:30		14:45～15:30
	11:30～12:15		15:30～16:15

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本校の各教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする。

日本語教育課程	到達目標	時間	週数
大学・専門学校 進学2年課程	B2 レベル	1,600 時間	週20単位時間で80週 A1:7週140単位時間、A2:22週440単位時間 B1:22週440単位時間、B2:29週580単位時間

大学・専門学校 進学1年6か月課程	B2 レベル	1,200 時間	週20単位時間で60週 A2：22週440単位時間、B1：22週440単位時間 B2：16週320単位時間
----------------------	-----------	-------------	---

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、科目ごとの成績評価、出席状況を総合的に判断し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 主任教員 (本務等教員の中から選任)
 - (4) 日本語教員 (主任教員を除く) : 4名以上 (うち本務等教員2名以上)
 - (5) 生活指導担当者 2名以上 (教員または事務職員の中から選任)
 - (6) 事務統括責任者
 - (7) 事務職員 (事務統括責任者を除く) : 2名以上
- 2 前項のほか、必要な教職員を置くことができる。前項の教職員は、兼務することを妨げない。
- 3 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。
- 4 校長は、日本語教育課程ごとの教育課程の進捗状況、学生の学習・生活状況等を掌るために、学期ごとに1回以上の教職員会議を招集する。
- 5 副校長は、校長を補佐し、命を受けて校務を掌る。
- 6 主任教員は教育課程の編成及び他の教員の責任者として、教務を統括する。
- 7 事務統括責任者は学生の入退学手続き、ビザ更新手続き、広報活動、学費管理、生活指導等を行うとともに学校事務を統括する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育課程又はそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者。
- (2) 年齢が満18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
- (4) 日本留学に必要な学費生活費を確実に負担する者がおり、その方の資産形成過程を通帳などの資料で証明ができる者
- (5) 2年課程入学希望者は日本語を150時間以上履修済みで、日本語能力試験N5(日本語教育参照枠A1)程度以上の日本語能力がある者とし、1年6か月課程入学希望者は日本語を400時間程度履修済みで、日本語能力試験N4(日本語教育枠A2)程度以上

- の日本語能力がある者とする。但し、日本語能力試験等の確認が出来ない場合は、当
校実施の日本語能力レベルテストに合格した者
- (6) 本邦における不法滞在歴及び本邦あるいは自国での犯罪歴のない者

(入学時期)

第13条 本校への入学は年2回とし、その時期は、4月および10月とする。

(入学手続)

第14条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第24条に定める選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第24条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われないうちは、入学の許可を取り消すことがある。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等を添えて、校長の許可を受けなければならない。

(退学・転学)

第16条 退学又は転学しようとする者は、退学・転学届けにその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 転学は、やむを得ない事情がある場合を除き、原則として認めない。
- 3 転入は、本校が定めた入学資格を有する者で、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可する場合がある。
- 4 地震、風水害、火災、感染症の流行その他の非常事態により本校において教育活動の継続が困難となった場合には、学生の学習機会の確保のため、学生本人の意思を確認した上で、他の日本語教育機関への転学等の必要な措置を講ずることがある。

(公欠)

第17条 本校の学生が、次に該当する事由により授業に出席できない場合、所定の手続きを行うことにより、校長の判断によって、授業を欠席したものとして取り扱わないことができる。

- (1) 災害等により通学が著しく困難であると認められる場合
- (2) 学生が当校の代表として、当校が特別に認める行事、大会等に参加する場合

- (3) 学生本人の責めに帰すべき事由によらずに本邦への入国が遅れた場合
- (4) 進学のための受験の日は、試験当日の該当時間（移動時間も含む）に限り公欠とする
- (5) その他、校長が必要と認める場合

(出席停止)

第18条 学生が伝染病等にかかり、またはそのおそれがある時、その他必要があると認めるときはその学生に対して出席停止を命ずることがある。

(編入学)

第19条 本校へ編入学を希望する者は、学習の評価が同学年と同程度と認められ、かつ、やむを得ない事情があると認めたときは、選考の上許可することがある。

(修了・卒業の認定)

第20条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して、当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して卒業証書を授与し、本校が定める一定の履修を終えたことを証する受講証を発行する。
- 3 本校の教育課程を修了するためには、授業への出席率が原則として80%以上であることを要する。

(除籍)

第21条 次の各号に該当する者は、校長が除籍することができる。

- (1) 授業料の納付期限を超過し、督促しても納付しない者。
- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 法律違反等により刑事罰を受けた者。
- (4) その他校長が必要であると認めた者。

(褒賞)

第22条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第23条 学生が、本学則及び本校の定める諸規則を遵守せず、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に対して、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(帰国)

第24条 本校を退学、除籍となった場合は、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第25条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

		選考料	入学金	授業料	その他納付金	計
大学・専門学校 進学2年課程	1年目	30,000円	80,000円	635,000円	69,000円	814,000円
	2年目			635,000円	66,000円	701,000円
大学・専門学校 進学1年6か月課程	1年目	30,000円	80,000円	635,000円	69,000円	814,000円
	2年目			317,500円	38,500円	356,000円

(納入)

第26条 学生の在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全額又は一部を減免することができる。

(滞納)

第27条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1学期以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第28条 既に納入した学生納付金は、原則として返還しない。

2 以下の場合には前項規定にかかわらず、学生納付金の一部を返還することができる。

(1) 入学者選考において不合格の場合：選考料は返還しない。

(2) 在留資格認定証明書が交付され、入学許可証を交付したにも関わらず、入学しなかった場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を条件とする。

(3) 在外日本大使館・領事館にて入国査証が発給されなかった場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、入学許可証の返却と在外日本大使館・領事館において入国査証が発給されなかった事の確認を条件とする。

(4) 入国査証を取得したが、来日以前に入学をキャンセルした場合：選考料、入学金以外の納付金を返還する。

但し、入学許可証の返却と入国査証の失効確認を条件とする。

- (5) 授業料を納付し入学後、1年目で中途退学する場合：選考料、入学金は返還しない。
授業料も原則として返還しない。

但し学生が帰国する場合、一部の授業料を以下の通り返還する。

入学後1か月以内に退学し帰国する学生：9か月分の授業料のみ返還する。

入学後2か月～3か月以内に退学し帰国する学生：6か月分の授業料のみ返還する。

入学後4か月～6か月以内に退学し帰国する学生：3か月分の授業料のみ返還する。

入学後7か月～9か月以内に退学し帰国する学生：授業料の返還はしない。

- (6) 2年目で中途退学する場合：学生が既に納めた授業料のうち、退学日の翌月分からの授業料のみ返還する。

- (7) 授業開始日より来日が遅れた場合：受講できなかった期間の授業料は返還しない。

3 前項の手続きをする場合には、次の必要書類を本学に提出するものとする。

- (1) 納付金の領収書
- (2) 事情説明書
- (3) 未使用の「在留資格認定証明書」(現地大使館等にて入国査証不交付の場合を除く)
- (4) パスポート
- (5) その他本校が必要と判断し、提出または提示を求めたもの

注：必要書類がそろっていない場合には、納付金を返還できないこともある。

第6章 雑則

(学生証)

第29条 入学時に学生証を発行する。この学生証は在学期間中、生徒の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(寄宿舍)

第30条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

附則

- 1 この学則は、令和9年 4月 1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

学則 別紙

(学則第26条 納入について)

2 休学中および復学時の学費納入について

- (1) 学生が休学した場合は、その始期に属する月から授業料を免除することができる。
- (2) 学生が復学した場合は、その始期に属する月から授業料を納付しなければならない。

(学則第30条 寄宿舍について)

- (1) 本校は、「学則29条」寄宿舍は所有しない。
- (2) 学生は、本校より案内した物件、もしくは自身で契約した物件に居住する。
ただし、自身で契約する場合は、契約前に居住先および契約不動産情報を本校に報告したうえで契約を行う。
- (3) 学生の居住状況については、本校が必要に応じて確認し生活指導を行う。

(学則第31条 健康診断について)

- (1) 健康診断は毎年1回実施する。
- (2) 健康診断は学校内もしくは学校の指定する医療機関で実施する。
- (3) 健康診断項目は下記のとおりとする。
 - ・身体計測 ・視力 ・聴力 ・血圧 ・血液検査 ・尿検査 ・胸部X線
 - ・心電図 ・結核検診 ・その他必要と定めた検査項目
- (4) 健康診断の結果、再検査となった場合は速やかに医療機関に行き再検査を行う。
- (5) 入学前に母国での健康診断結果を原則提出すること。持病やアレルギーのある者は入国前に本校に報告する。

制定 令和9年4月1日